給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十日

奈良県人事委員会委員長 栗 山 道 義

## 奈良県人事委員会規則第九号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則 (昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十六号)  $\mathcal{O}$ 

部を次のように改正する。

第六条第一項中第六号を第七号とし、 第五号の次に次の一号を加える。

六 職員の配偶者同行休業に関する条例 (平成二十六年七月奈良県条例第十号。 以下

「配偶者同行休業条例」という。 )第二条の規定に より配偶者同行休業を始め、 又

は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合

第六条第二項中「大学院修学休業をし」 の 下 に 配偶者同行休業条例第二条の規定

により配偶者同行休業をし」を加える。

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。